

徴 収 課 長  
債権回収対策課長  
税 務 課 長 殿  
福 祉 課 長  
地 方 議 会 議 員

**オンライン参加可能**

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

# 債権管理一元化の実践論

～組織マネジメントと収入未済額削減の具体的手法～

<令和6年9月12日(木)・13日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方公共団体においては、住民税のほか、保険料、保育料、水道・下水道使用料、公営住宅使用料、学校給食など、回収できずに累積する各種債権の収入未済額の削減が大きな課題となっています。

本セミナーでは、収入未済額の削減や債権管理一元化に積極的に取り組み、地方行政改革事例として総務大臣表彰を受賞している(元)船橋市税務部参事 兼 債権管理課長で現在は地方公共団体債権管理コンサルタントの永嶋正裕氏を講師に迎え、効果的・効率的な回収方法、債権を一元管理するための組織マネジメント、滞納整理の実務、非強制徴収公債権と私債権の支払督促・民事訴訟・民事執行を提起する際の法的な手続きや議会対応のポイントなどについて、豊富な現場経験やエピソードもふまえて実践的に取り上げてまいります。

また、元東京都職員で自治体法務に精通した弁護士の本多教義氏より、非強制徴収公債権、私債権の適正管理・回収の法的留意点、手続きについてもわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：(12:30から受付)  
令和6年9月12日(木) 13:00～17:00  
9月13日(金) 10:00～16:00

講 師：弁護士 本多 教義氏  
地方公共団体債権管理コンサルタント  
永嶋 正裕氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11  
(住友不動産新宿南口ビル 13階)  
[オンライン参加] ZoomによるLive 配信

参加料：会員(1名) 34,100円(税込)  
(負担金) 一般(1名) 37,400円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までをお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

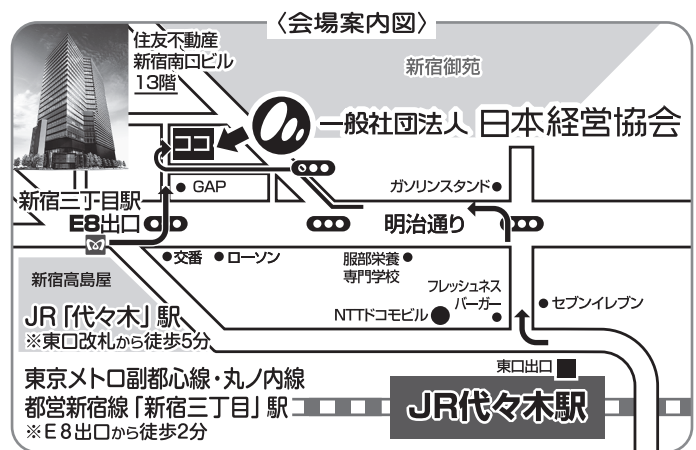
- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみ受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)



東京本部 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

**I：非強制徴収公債権、私債権の適正管理・回収の実務**

弁護士 ほんだ **本多** みちよし **教義氏**

～法的留意点、手続き～

今回、東京弁護士会所属の弁護士から、地方公共団体の非強制徴収公債権、私債権について、法的手続き、留意点を中心に説明するとともに、個人情報保護法の施行を踏まえ、債権管理に伴う個人情報の取扱いについて講義します。

第1 自治体債権の消滅時効

第2 訴訟等

**【本多教義氏略歴】**

昭和60年東京都に入職。在職中の平成14年司法試験合格。平成16年司法修習を修了（57期）。修習修了後東京都庁に戻り、法務部で指定代理人として訴訟を担当。平成21年東京都を退職し弁護士登録（東京弁護士会所属）。行政訴訟等の自治体法務をはじめ、民事、刑事等の各事件・問題に幅広く対応している。現在、銀座プライム法律事務所。

- ・ 通常訴訟
- ・ 少額訴訟
- ・ 支払督促
- ・ 即決和解

第3 強制執行

第4 破産、民事再生

第5 個人情報保護

**II：地方公共団体の債権管理**

地方公共団体債権管理コンサルタント

～組織のマネジメントと職員の意識改革～

ながしま まさひろ  
**永嶋 正裕氏**

多くの地方公共団体は人口減少に歯止めがかからず、特に生産年齢人口の減少が顕著であります。このことは、住民税等の調定額が毎年減少していき、100% 徴収し続けても歳入は減少していきます。一方で、高齢者人口は増え続け社会保障費は増大し、高度成長期に建設した公共施設の長寿命化・修繕・建替費用は際限がありません。

このため、債権管理一元化による効率的な行政運営は喫緊の課題です。

本講座では、地方公共団体の債権を関係法令から分類し、法的効果の違いによる効果的・効率的な回収方法、債権管理一元化するための組織マネジメントや個人情報の取扱い、滞納整理の実務、債権管理条例制定の注意点、債権放棄、相殺、専決処分等の議会对応などについて、第一線での実務経験や多岐にわたるエピソードを紹介しながら、地方公共団体が債権管理適正化を実践するための組織マネジメントを含め具体的に解説いたします。

第1 地方公共団体におけるこれからの課題

第3 地方公共団体の債権

- 1 人口減少
- 2 自主財源の減少
- 3 国からの財政支援見直し
- 4 社会保障費の増加
- 5 公共施設のファシリティーマネジメント
- 6 財源不足による行政サービスの低下

- 1 債権とは
- 2 債権の分類
- 3 金銭債権の消滅時効
- 4 債権分類による法的効果の違い

第4 適正な債権管理の課題

- 1 効率的債権管理のメリット
- 2 庁内組織マネジメント
- 3 個人情報関係法令

第2 債権管理の必然性

- 1 債権管理の合法性
- 2 債権管理業務の経済性・効率性
- 3 債権管理の公平性・公正性

第5 時効

第6 相殺

第7 債権管理条例

第8 債権放棄

第9 議会对応の一元化

**【永嶋正裕氏略歴】**

平成20年4月から全国の自治体に先駆けて税と強制徴収公債権の一元徴収を実施。平成23年4月には全国初の「債権管理課」を組織し、初代課長に就任し、同年10月債権管理条例を制定。平成24年4月からは、弁護士に依頼せずに非強制徴収公債権および私債権の支払督促や民事訴訟を毎年50件程度申し立てる。このような全国の自治体に先駆けた取り組みは、総務省行政評価局からも高く評価され、平成24年11月総務

大臣表彰を受賞し平成天皇の拝謁を受ける。また、「国の債権管理等に関する行政評価・監視」にも取り上げられている。平成28年3月末で定年退職後は「地方公共団体債権管理コンサルタント」として、これまでに多くの自治体において「債権管理コンサルタント業務」や自治大学校・日本経営協会・時事通信等で毎年講師を務め、各自治体での職員研修講師など全国展開で活躍中。

※当日は最新の情報を反映する等、一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。  
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索